

電子申請方式の概要について

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

1. 電子申請方式について	2
2. 証紙貼付方式と電子申請方式の事務の比較	4
3. 電子申請方式の流れ	5
4. よくある質問	8
5. その他のメリット	10
6. オンライン申請	11
7. 帳票（見本）	14
8. 専用コールセンター	16

電子申請方式とは？



共済証紙

に代わって



退職金ポイント

という電子ポイントをペイジー



または口座振替で購入し、**被共済者の就労日数を建退共独自のシステムを通じて報告**することにより、
事前に購入した**退職金ポイントから掛金として充当**するという、**掛金の購入から充当（納付）までを
電子的に行う**ことができる方式です。

退職金ポイントは、**1ポイント=1円** です。

320円 = 320ポイント

掛金の納付には、

- ①「**就労実績報告作成ツール**」(アプリケーション)
- ②「**電子申請専用サイト**」(インターネットシステム) の2種類を使用します。

退職金ポイント

共済証紙の代わりとなる電子ポイントです。

電子申請専用サイトで購入手続き後、ペイジー（インターネットバンキング・ATM）または口座振替で購入額の払込をします。

就労実績報告作成ツール

建退共独自のアプリケーションです。

被共済者の就労日や日数を登録、建退共に就労実績を報告するための「就労実績ファイル」を作成します。

電子申請専用サイト

建退共独自のインターネットシステムです。

退職金ポイントの購入手続きや建退共への就労報告を行います。

また、一部の申請手続きに関し、オンライン申請ができます。

利用には、建退共が発行するログインIDと初期パスワードが必要です。

掛金充当書

掛金の納付完了を通知する帳票です。（P14参照）

就労報告に基づき、掛金充当処理が完了次第、建退共から電子申請専用サイトを通じ発行されます。

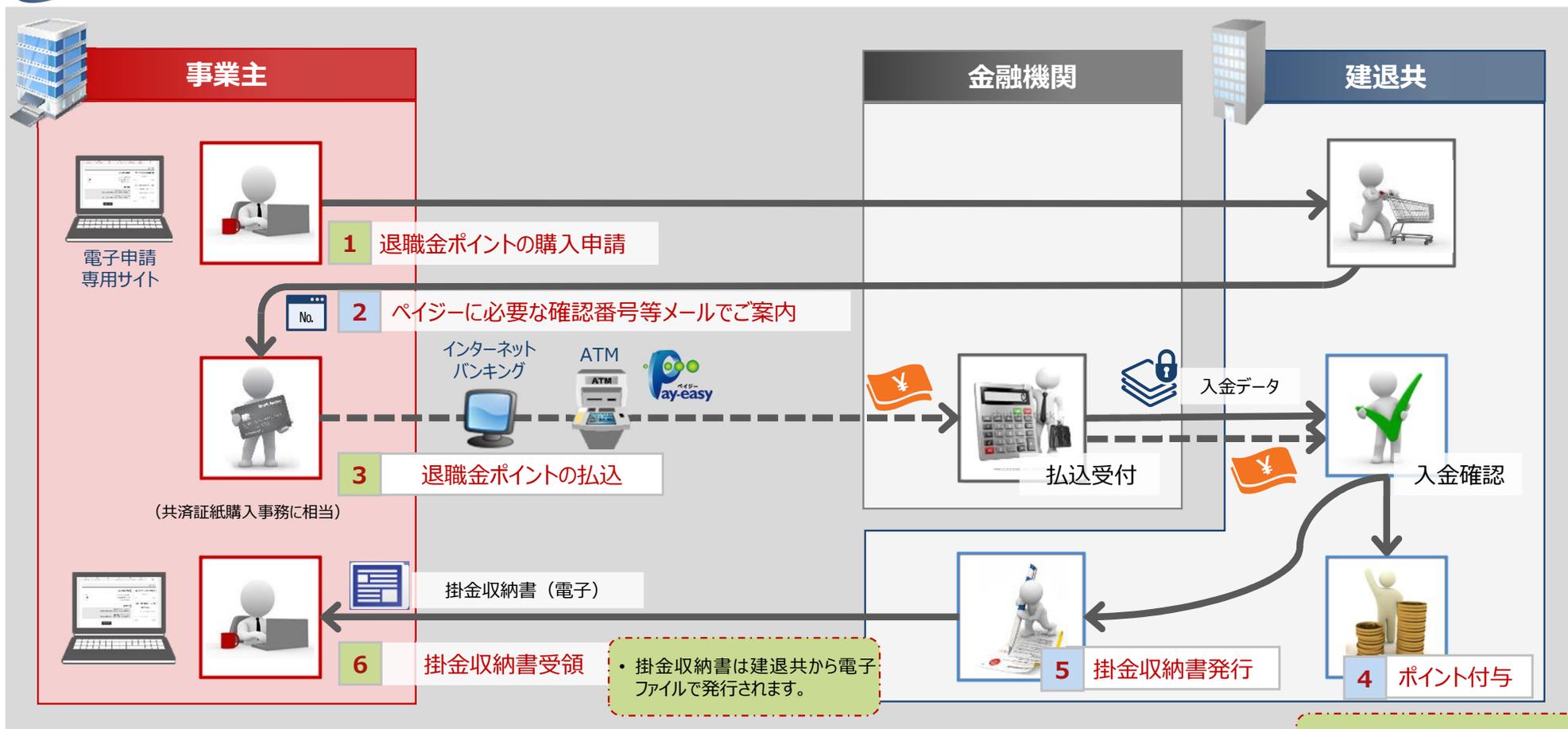
被共済者ごとの掛金納付状況が確認できます。

共済証紙がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減されます。

事務名	証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none">金融機関窓口で共済証紙を購入金融機関が掛金収納書(紙)を発行	<ul style="list-style-type: none">会社のPCから退職金ポイントを購入ページ又は口座振替で支払電子申請専用サイトから「掛金収納書」(電子版)をダウンロード <p>金融機関窓口に行く必要はありません！</p>
2 共済証紙の貼付・消印	<ul style="list-style-type: none">被共済者の就労日数に応じて、共済手帳に共済証紙を貼付・消印	<ul style="list-style-type: none">就労実績報告作成ツールで就労実績ファイルを作成し、電子申請専用サイトにアップロード退職金ポイントより掛金充当 <p>共済手帳に貼付・消印の手間がなくなります！</p>
3 共済証紙受払簿記入 共済証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none">共済証紙購入・払出、貼付状況を共済証紙受払簿に記入未使用の共済証紙を管理・保管	<ul style="list-style-type: none">電子申請専用サイトから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認共済証紙受払簿の作成不要 <p>被共済者ごとの納付実績が確認できます！</p>

退職金ポイントの購入は電子申請専用サイト上で購入手続き後、ペイジー又は口座振替で払込をします。

1 退職金ポイントの購入（例：ペイジー※）



※ペイジー決済以外に口座振替による退職金ポイントの払込方法を利用することができます。

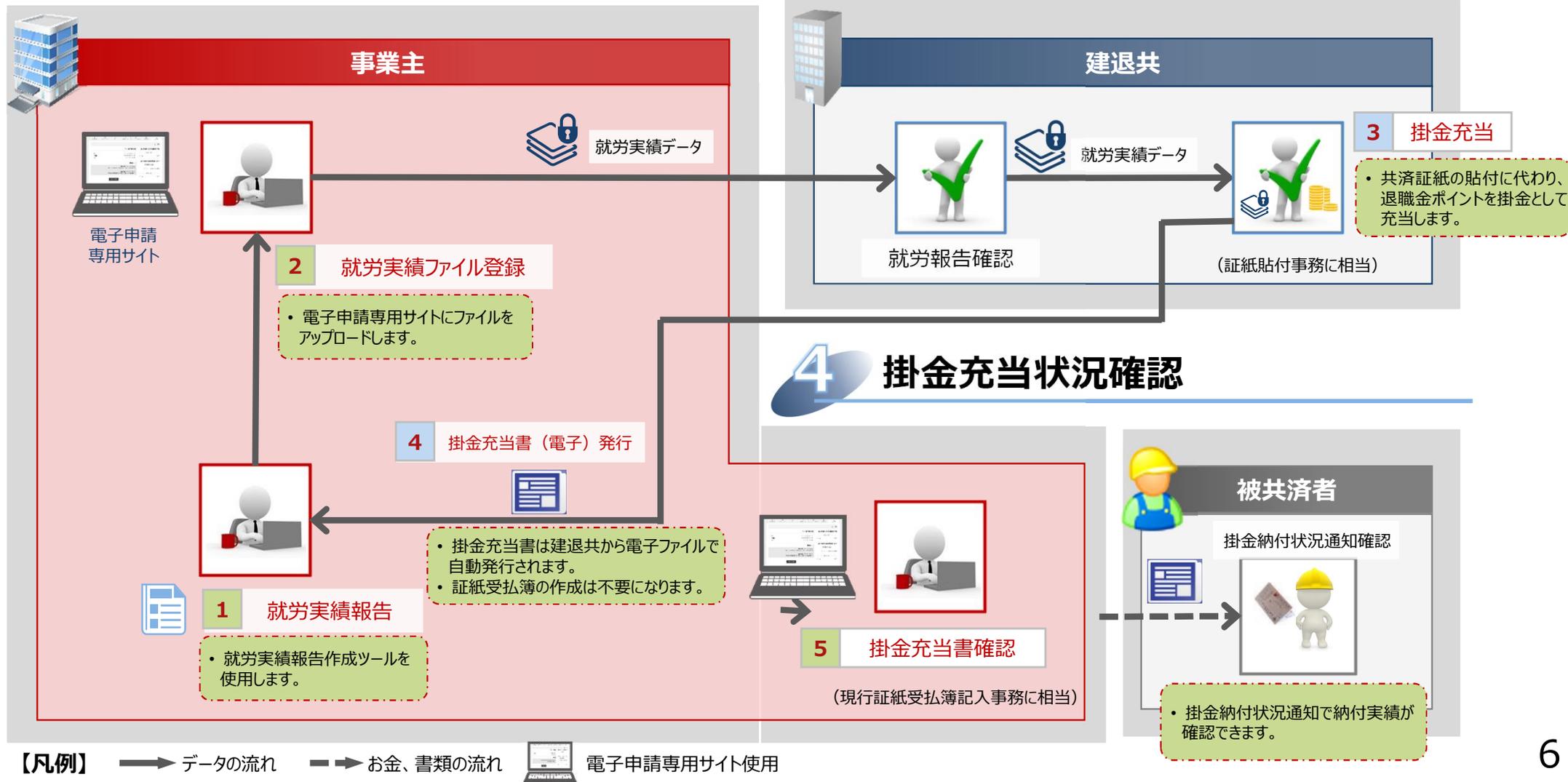
• 共済証紙に代わり、退職金ポイントが加算されます。

【凡例】 データの流れ お金、書類の流れ 電子申請専用サイト使用

証紙貼付や共済証紙受払簿の記入などの事務がなくなり、掛金充当情報をオンラインで確認できるようになります。

2 就労実績報告

3 掛金充当

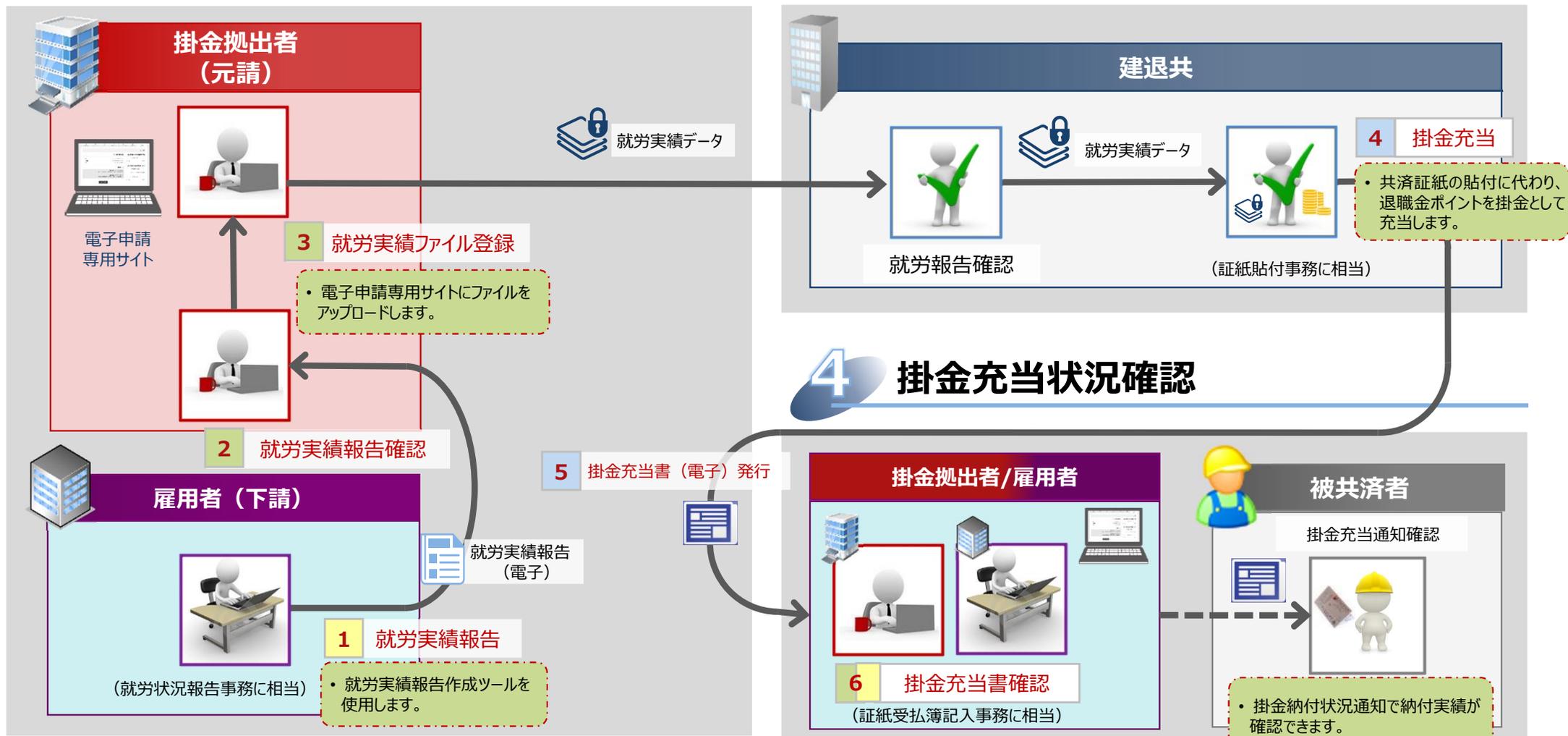


3.-3 電子申請方式の流れ（元請・下請）

元請・下請間の申請書等の提出や共済証紙の受け渡しがなくなり、業務の効率化・事務負担の軽減、また、紛失のリスクや郵送料の削減等のメリットがあります。

2 就労実績報告

3 掛金充当



【凡例】 → データの流れ - - - お金、書類の流れ [Computer Icon] 電子申請専用サイト使用

1

電子申請方式に切り替えた場合、手元に残った共済証紙はどうなりますか？

金融機関で退職金ポイントに交換できます。

退職金ポイントを共済証紙に交換することはできませんので、証紙貼付方式と並行して利用する場合は、必要分の共済証紙は手元に残して交換するようにしてください。

2

電子申請方式に切り替えた場合、共済手帳はなくなりますか？

なりません。

共済手帳は、退職金請求時に必要となりますので、大切に保管してください。

3

証紙が貼付されないため、共済手帳の更新は必要なくなりますか？

必要です。

共済手帳の表紙に記載のある「次回更新時期」が到来したら、証紙貼付がない場合でも更新手続きをお願いします。

4

証紙貼付方式も継続して利用できますか？

利用できます。

電子申請方式に切り替えた後も並行して利用することができます。
段階的に切り替えたり、証紙貼付方式を残しつつ、一部の工事を電子申請方式にすることも可能です。

5

一部の協力会社が共済証紙でしか運用できない場合はどうしたら良いですか？

元請や上位の協力会社が事務を代行することもできます。

パソコンの操作ができない等の理由で、電子申請方式を採用できない場合は、元請や上位の協力会社が代行することが可能です。

なお、共済証紙をその協力会社分だけ別途購入して交付することも出来ますが、公共工事の場合は予め発注者の承諾を得てください。

6

元請が充当した掛金を下請（雇用主）が確認する方法はありますか。

あります。

掛金充当が完了すると建退共より「掛金充当書」が元請及び雇用主に対し発行されますので、電子申請専用サイトよりご確認ください。当該月の掛金充当日数及び建退共に加入してからの累計納付実績を確認することができます。

公共工事に関すること

他にもこんなメリットがあります！

■ 工事関係書類の電子化に対応 ■

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。

■ 発注機関への提出・提示書類が軽減 ■

共済証紙に係る様式等の提出・提示は不要です。
(工事別共済証紙受払簿や共済証紙貼付状況報告書など)

■ 各種書類の保存に便利 ■

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成後1年間保存することとされています。電子データでの保存が可能のため、ペーパーレス化が図れます。

加入・履行証明願に関すること

■ 帳票から転記可能 ■

電子申請専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」(P15)をダウンロードすることにより、決算期間内の掛金納付状況が確認でき、緑枠で囲んだ部分の金額を「加入・履行証明願」へ転記できます。

オンライン申請

電子申請専用サイトより以下の手続きについて、オンライン申請が可能です。
申請書類がデータで建退共へ提出されるため、郵送の手間がなくなり、便利です。

1

建設業退職金
共済手帳申込

2

共済手帳紛失に
よる再交付申請

3

共済契約者証
(事務受託者証)
交付申請

今後、オンライン申請ができる手続きを拡充予定としています。

- 共済手帳更新手続き
- 共済契約者住所・名称変更
- 被共済者住所・氏名変更
- 等

電子申請専用サイト ホーム画面

体験版サイト > よくあるご質問 > マニュアル

文字サイズ 小 **中** 大

利用者ID : ABC123
ニックネーム : 建設 太郎

ログアウト

共済契約者番号 : 99-99999 共済契約者名 : 建設工業 株式会社

ホーム 就労報告 **1** 帳票管理 **17** ポイント管理 **4** 工事 本支店・事業 利用者管理 **各種申請**

各種申請

口座振替依頼書作成
口座振替依頼書申請書の作成、および口座振替停止依頼書のダウンロードができます。

退職金ポイント返還申請書作成
退職金ポイント返還申請書が作成できます。

多貼付に関する証明書ダウンロード
上記リンクを押下することで、多貼付に関する証明書の様式のダウンロードができます。

オンライン申請
建退共への各種オンライン申請の手続が行えます。

建退共へのお問い合わせ
建退共へのお問い合わせが行えます。

体験版サイト > よくあるご質問 > マニュアル

文字サイズ 小 **中** 大



利用者ID: ABC123
ニックネーム: 建設 太郎

ログアウト

共済契約者番号: 99-99999 共済契約者名: 建設工業 株式会社

ホーム

就労報告 **1**

帳票管理 **17**

ポイント管理 **4**

工事

本支店・事業

利用者管理

各種申請

オンライン申請

[許可番号・法人番号の登録申請](#)

許可番号・法人番号の登録・更新・取消が行えます。(登録により共済契約者住所・名称・代表者変更届の提出が不要となります)
※ただし、法人番号で自動更新をされる共済契約者は、代表者変更の際は従前どおり紙申請が必要となります。

[共済手帳紛失による再交付申請](#)

共済手帳紛失による再交付申請が行えます。

[オンライン申請\(承認・差戻/取消・照会\)](#)

承認者はオンライン申請内容の承認・差戻が行えます。
申請者はオンライン申請内容の取消・照会が行えます。

[建退共退職金共済手帳申込](#)

建設業退職金共済手帳の申込が行えます。

[共済契約者証\(事務受託者証\) 交付申請](#)

共済契約者証(事務受託者証)の追加交付等の申請が行えます。

この後の操作を実際の画面でご紹介いたします。

掛金充当書番号： Q2022031600000264

掛金充当書 (工事別>雇用主別>被共済者別)

共済契約者

建設工業 株式会社 殿

2022年05月16日

共済契約者番号

99-99999

建設キャリアアップシステム

事業者ID

12345678901234

工事番号および工事名

デモ工事

工事コード

202104001

掛金拠出者名

建設工業 株式会社

掛金拠出者から、下記の金額を被共済者の掛金に充当されました。

就労期間FROM	就労期間TO	充当日数	充当金額
2022年04月01日	2022年04月30日	123日分	¥39,360

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

■ 内訳

No.	被共済者番号	被共済者名	今回の掛金充当日数		累積掛金納付日数 (今回充当後) ※								移動通算		CCUS		
			単価	日数	20円	60円	120円	180円	200円	260円	300円	310円	320円	引継月数		残余额	
1	XXXX56789	セX X タX X	320円	24日分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24日分	-	-	○
2	XXXX67890	セX X ジX X	320円	26日分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26日分	-	-	○
3	XXXX78901	セX X サX X	320円	24日分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24日分	-	-	○
4	XXXX89012	セX X ハX X	320円	25日分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25日分	-	-	○
5	XXXX90123	セX X ヤX X	320円	24日分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24日分	-	-	○

※累積掛金納付日数 (今回充当後) は、前日までの建退共済実績に今回の掛金充当日数を加算したものです。複数の工事の掛金を同時に充当した場合、実際の累積掛金納付日数 (今回充当後) と一致しない場合があります。

建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書 (電子申請方式に係る掛金納付状況)

共済契約者番号 99-99999
 共済契約者住所 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
 共済契約者名称・氏名 建設工業 株式会社
 決算期間 2021年04月01日 ～ 2022年03月31日

中小企業退職金共済法第四十四条第5項及び中小企業退職金共済法施行規則第八十六条の二及び第八十六条の三に規定する建設業退職金共済事業の掛金の納付の原資となる金銭の納付及び収納状況について下記のとおり証する。

(単位：円)

①前期末残高	②当期「掛金の納付の原資となる金銭」納付額	③掛金納付の免除に伴う還付額	④当期「被共済者に対する充当額」(自社分)	⑤当期「被共済者に対する充当額」(下請分) ※1
¥0-	¥425,200-	¥0-	¥39,360-	¥0-

⑥その他調整額(当期分) ※2	⑦その他調整額(過年度分) ※2	⑧共済証紙からの交換額 ※3	差し引き当期末残高 ①+②+③-④-⑤+⑥+⑦+⑧
¥0-	¥0-	¥0-	¥385,840-

<参考>当期「元請から掛金充当された額」 ※4	
	¥0-

当期損金または必要経費計上額 ④+⑤-⑥-⑦	
	¥39,360-

- ※1 当期「被共済者に対する充当額」(下請分)とは、中小企業退職金共済法第四十七条、中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により下請からの事務の委託を受け納付した掛金である。
- ※2 その他の調整額は、誤って納付された掛金の機構からの返還金である。
- ※3 共済証紙からの交換額は、中小企業退職金共済法施行規則第八十九条の規定により共済契約者が保有する共済証紙を電子申請方式の「掛金の原資となる金銭」へ交換することを機構に申し出、当期内に手続きが完了した額である。
共済証紙受払簿には購入欄にマイナスの数字を記入するとともに備考欄に「ポイントへ交換」と記載してください。
- ※4 <参考>当期「元請から掛金充当された額」とは、中小企業退職金共済法第四十七条に基づく中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により元請に事務を委託し被共済者に対する掛金が充当された額であり、元請から当該共済契約者への金銭の移動が生じない当該共済契約者の経費として計上しない。

上記に相違ないことを証する。

2022年05月12日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業本部

電子申請方式に係るシステムの操作方法に関するお問い合わせ



0120-006-175

（受付時間 平日9：00～17：00）

※電子申請専用サイトに使用するログインID・初期パスワードが分からない場合もこちらへご連絡ください。